

(1) 特許出願に係る発明

→ 審査対象となっている特許請求の範囲に記載された発明を意味

■ ポイント ■

特許出願には、通常の特許出願、国際特許出願（184条の3）、外国語書面出願（36条の2）が含まれる。

(2) 「当該特許出願の日前の」

- ① 「当該特許出願」 → 審査対象とされる後願を意味
- ② 「日前」 → 同日出願は対象とならない

〔当該特許出願の日〕

- ① 分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願
→ 原出願の日（44条2項本文、46条6項、46条の2第2項本文）
→ 【参照】44条、46条、46条の2
- ② 国内優先権の主張を伴う出願（後の出願） → 先の出願の日（41条2項）
→ 【参照】41条
- ③ パリ条約（又はパリ条約の例）による優先権の主張を伴う出願（我が国への出願）
→ 第一国出願の日（パリ4条B、特実審査基準第III部第3章6.2参照）
- ④ 国際特許出願 → 国際出願日（184条の3第1項、PCT11条(3)）

(3) 「他の特許出願又は実用新案登録出願」

→ 後願を排除することができる出願を意味

■ ポイント ■

「他の特許出願又は実用新案登録出願」が国際特許出願（184条の3）又は国際実用新案登録出願（実48条の3）である場合には、184条の13の規定が適用される。
→ 【参照】184条の13

〔他の特許出願の日〕

- ① 分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願
→ 新たな出願の日（44条2項但書、46条6項、46条の2第2項但書）
→ 【参照】44条、46条、46条の2
- ② 国内優先権の主張を伴う出願（後の出願）
→ 国内優先権の主張の基礎とされた出願（先の出願）を「他の特許出願」として29条の2が適用される（41条3項、特実審査基準第III部第3章6.1.3(1)参照）。
→ 【参照】41条
- ③ パリ条約（又はパリ条約の例）による優先権の主張を伴う出願（我が国への出願）
→ 第一国出願の出願日に我が国へ出願がされたものとして扱われる（特実審査基準第III部第3章6.1.2参照）。
- ④ 国際特許出願 → 国際出願日（184条の3第1項、PCT11条(3)）

(4) 「当該特許出願後に特許掲載公報の発行若しくは出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされたもの」

→ 当該特許出願前であれば、新規性（29条1項各号）により対処可能

■ ポイント ■

出願公開等の後に、放棄・取下げ・却下・拒絶査定等がされた場合であっても、29条の2の規定の適用がある（青本29条の2参照、茶園特許P.91参照）。

(5) 「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に記載された発明又は考案」

- ① 「最初に」
- ② 「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に記載された発明又は考案」

■ ポイント ■

外国語書面出願にあっては、外国語書面に記載された発明であり、翻訳文に記載された発明ではない（29条の2かつこ書）。

特許の要件（29条の2）→ いわゆる拡大された範囲の先願

第29条の2 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第66条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは出願公開又は実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（第36条の2第2項の外国語書面出願にあっては、同条第1項の外国語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第1項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

→特 184 条の 13 参照